

第 182 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 平成 28 年 10 月 21 日 (金)
場所 Qiball[きぼーる] 13階 会議室

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員、県職員の紹介	2
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	3
8. 議案審議	3
第1号議案	3
第2号議案	7
第3号議案	9
9. 閉 会	11

第182回千葉県都市計画審議会 議事日程

平成28年10月21日（金）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案 ～ 第3号議案
- 9 閉 会

第182回千葉県都市計画審議会
 平成28年10月21日（金曜日）
 於 Q i b a l l [きぼーる]13階会議室
 午後1：30 ～ 午後2：10
 出席委員 18名

第182回千葉県都市計画審議会出席委員
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	青柳俊一	経済
	橋本都子	建築
	福土正直	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	中台良男	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	中田学	千葉県議会議員
	横山秀明	千葉県議会議員
	岡田幸子	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	小野尚 (代理・巴道章)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	石田寿 (代理・後藤勝治)	農林水産省関東農政局長 農村振興部農村計画課企画官)
	持永秀毅 (代理・宮本岳仁)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	大西亘 (代理・近藤誠一郎)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長)
	森田幸典 (代理・杵渕賢二)	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長)
市町村の長を 代表する者		
市町村議会の 議長を代表 する者	中村利久	野田市議会議長
	伊藤茂明	鋸南町議会議長

第 1 8 2 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日 提 出

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 市原都市計画臨港地区の決定について |
| 第 2 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物
処理施設）の敷地の位置（野田市）について |
| 第 3 号議案 | 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物
処理施設）の敷地の位置（白井市）について |

1. 開 会

司 会 皆様お揃いになりましたので、ただいまから第182回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに伊藤都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

伊藤都市整備局長 ご紹介いただきました千葉県県土整備部都市整備局長の伊藤です。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から県政に多大なるご支援・ご協力をいただいておりますことを、改めてお礼を申し上げます。

県では昨年度から全県的に都市計画の見直しを進めておりまして、昨年度は本審議会において45の都市計画区域についてマスタープランの変更などのご審議をいただいたところ です。

その結果、3月には線引き都市計画区域について、また5月から7月にかけては非線引きの都市計画区域について、見直しが完了いたしました。

今後、この見直しに沿って、少子・高齢化等の社会情勢を踏まえ、具体的な事業などに市町村と連携して取り組んでまいります。

委員の皆様には、この場をお借りして、今後の実現に向けてご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の審議会は本年度最初の審議会ですので、新たにご就任いただきました委員の方々や県の職員を後ほど紹介させていただきます。

今回の議案としては、臨港地区の決定が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が2議案の計3議案です。

議案等の内容については後ほど担当課長等から説明させますので、よろしくご審議くださいようお願い申し上げます。

簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ18名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。
はじめに、県議会議員の委員として、
岡田様です。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員として、
野田市議会議員の中村様です。
鋸南町議会議員の伊藤様です。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、関東財務局長の小野様に新たにご就任
いただき、本日は、代理として千葉財務事務所次長の巴様にご出席いただいております。

次に、関東運輸局長の持永様に新たにご就任いただき、本日は、代理として千葉運輸支
局首席運輸企画専門官の宮本様にご出席いただいております。

次に、関東地方整備局長の大西様に新たにご就任いただき、本日は、代理として千葉国
道事務所副所長の近藤様にご出席いただいております。

なお、関東経済産業局総務企画部長の深瀬様ですが、本日は所用により欠席されてお
ります。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

本日も出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。
続きまして、本日は本年度第1回目の審議会ですので、県の出席職員を紹介いたします。

伊藤 都市整備局長です。
龍崎 県土整備部次長です。
行方 県土整備部次長です。
百瀬 県土整備部次長です。
高田 都市計画課長です。
山口 都市計画課副課長です。
勝股 港湾課長です。
齋藤 建築指導課長です。

以上で職員の紹介を終わります。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の
議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いたします。

会 長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第10条第3項の規定により、議事
録署名人を指名させていただきます。

橋 本 委 員
中 田 委 員
よろしくお願ひいたします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、臨港地区の決定が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が2議案の3議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された3議案は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する「非公開案件はない」ということでいかがでしょうか。

会 長 ただいま事務局から提案をいただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

傍聴人がいらっしゃいましたら、事務局は入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 議事に入る前に、傍聴の皆さんに傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をお守りください。よろしくお願ひします。

次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係の方はお見えになっておりません。

委 員 会長、傍聴者はどこの方ですか。

事務局 事前に申し込みをいただいた県民の方と、あとは役所の関係の方が4名見えています。

委 員 どこの役所の方ですか。

事務局 一般の事前申し込みの方が2名と、木更津市役所の方が4名お見えになっております。

8. 議 案 審 議

会 長 本日も審議いただく案件は3件です。いずれも重要な案件ですので、十分ご審議いただくようお願ひいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略いたします。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いします。

第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 市原都市計画臨港地区の決定について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「市原都市計画臨港地区の決定」について説明いたします。

まず、はじめに、臨港地区について簡単に説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

港湾には、物流や生産の場といった様々な役割があり、それぞれの役割を果たしていくためには、水域とその背後の陸域とが一体となって、効率的・効果的に利用される必要があります。

臨港地区は、陸域の一定の範囲について、港湾の目的に沿った土地利用を誘導するとともに、公共埠頭にあつては、荷揚げ・荷さばき施設などを港湾法上の施設として位置付け、円滑な管理運営を図ることを目的に定めるものです。そして、これにより港湾の機能を十分に発揮させ、その利用の増進を図ろうとするものです。

次のスクリーンをご覧ください。

臨港地区の決定手続の流れですが、まず、左側の枠にありますように、港湾管理者において、地元市等との協議や港湾審議会の議を経た後、都市計画決定権者に臨港地区の案の申し出を行います。

そして、今度は右側の枠になりますが、都市計画決定権者はこれを受け、案の縦覧などを経て、都市計画の決定を行う仕組みとなっております。

なお、千葉港のような国際拠点港湾については、県が決定することとなっております。

臨港地区を決定しますと、スクリーンの左下の枠にありますように、効果として大きく3点あります。

まず1点目として、一定規模以上の建築行為に対し、港湾法に基づき港湾管理者への届出義務が生じ、港湾管理者は港湾の管理運営に支障となる行為については、変更などを勧告することができるようになります。

また、2点目として、港湾管理者は、港湾という特定の機能の維持・向上を図るため、必要に応じて港湾法に基づき分区を指定することで、用途地域に代わり分区条例により、独自に建築物などの用途の規制を行うことができるようになります。

例えば、スクリーンにありますように、工業専用地域では工場や危険物の貯蔵施設などは建設が可能となっておりますが、商港区といった分区が指定されると、これらは建てられなくなり、一般貨物を扱う場として保全されることとなります。

また、旅客船埠頭などにおいては、旅客のための店舗等の利便施設が建てられるようになります。

さらに、効果の3点目ですが、本議案のような公共埠頭においては、現在の港湾施設が港湾法上の施設となることで、地震などの災害により、施設に被害が生じた場合、その復旧に国の補助事業が適用されるようになるといった実質的な効果もあります。

県では、港湾計画に基づき「臨港地区の指定に関する計画」を定め、公共埠頭など港湾施設が集積している地区を中心に、地元との協議が整った地区から、順次、臨港地区を定めることとしております。

今回の議案については、今年3月に港湾管理者である千葉県から案の申し出を受け、決

定の手続を進めているものです。

それでは、議案書の2ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

案件の位置する千葉港は、市川市から袖ケ浦市まで6市にまたがる国際貿易港であり、国際拠点港湾に指定されております。

このうち、今回の市原の議案は図の矢印で示した赤色の箇所、上から、八幡地区、五井地区、姉崎地区です。

決定の面積の合計は約4.7haとなっております。

これらの地区はいずれも臨海部の埋立に合わせ、県が整備した公共埠頭であり、周辺には石油化学や鉄鋼などの臨海コンビナートが形成されており、用途地域は主に工業専用地域となっております。

続きまして、それぞれの区域の詳細について説明いたします。

議案書の3ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

まず八幡地区ですが、本地区には、スクリーンの写真にありますように、岸壁をはじめ貨物の荷さばき地や運搬のための臨港道路、また港湾従事者の休憩所が設置されております。

本地区では、主に、鉄くずなどの貨物が扱われており、製鉄の原料として海外に輸出されております。

次に、議案書4ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。五井地区です。

本地区には、スクリーンにありますように、物揚場をはじめ野積場や臨港道路のほか、県の千葉港湾事務所の市原支所などが設置されております。

本地区では、主に、国内で使用される土砂などの貨物が扱われております。

次に、議案書5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。姉崎地区です。

本地区には、スクリーンにありますように、護岸や臨港道路が設置されており、防災船やタグボートの資材の運搬などに利用されております。

なお、隣接する袖ケ浦市側の区域、スクリーンで青色に塗った部分ですが、こちらは平成26年に臨港地区として決定済みとなっております。

以上、説明しましたように、本議案の3地区については、いずれも公共埠頭として周辺の企業に利用されており、市原市内の公共埠頭はこの3地区のみとなっております。

このため、今後も現状の港湾機能を維持・保全していくこととし、災害復旧の際には国の補助事業の活用を図るなど、防災・減災の観点からも、今回、3地区の公共埠頭の区域について臨港地区を決定するものです。

最後に、本議案について、去る9月2日から16日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

会 長 第1号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員 初めてなので、皆さんご存知のことなのかと思うのですが、一つだけお聞かせください。

こういった臨港地区、特にこれに反対するという思いではありませんが、臨港地区に指

定することでさまざまなメリットがあるということが説明の中でもわかりました。こういった中で、臨港地区に指定するべきところがまだ千葉県の中では残っているのではないかと思いますのですが、それがどれくらいあるのか。それから、これからどんな方向で進めていくのかというあたりをお聞かせください。

事務局 まず、指定すべき地区としては、先ほど「計画に基づいて進めている」という説明をさせていただきましたが、臨港地区の都市計画決定の対象地区としては、港湾計画に位置づけられている千葉港、木更津港などの 18 地区があります。このうち、これまで千葉港の千葉中央地区、葛南地区、袖ヶ浦地区、あるいは木更津港の木更津南部地区、富津地区など 10 地区について決定してきております。

今後の指定の方向、予定については、港湾管理者の方の港湾課から答えさせていただきます。

事務局 今後の指定をどういうふうにしていくかということですが、今、指定を公共埠頭について進めているところです。というのは、先ほども説明がありましたように、公共埠頭を臨港地区に指定しますと、災害等で国庫補助金が受けられるとか、そういった利点もあります。また、確実にその部分が港湾施設として認められるということですので、公共埠頭について進めてまいります。今後の予定としては、今までまだ進んでないところがあります。というのは民間の埠頭についてです。民有地については、今後、企業の動向や土地利用の状況等を注視して、必要に応じて地元企業の理解を得ながら臨港地区の決定について検討していきたいと思っております。

委員 企業の用地が多いということも前にも聞いていたのですが、今、全体で進められているところはまだまだわずかだと聞いたのですが、その辺はいかがでしょうか。企業のコンビナートがたくさんあるので、その辺はこれから話し合いをしながらということですが、千葉県としてやらなければならないのがどれくらい残っているのかということもあわせて聞かせていただきたいのと、企業との話し合いの中でというのはわかりましたが、そのほかの部分はまだ残っているところはないのでしょうか。

事務局 企業の用地についての質問ですが、企業の民有地については、今回の市原地区のような公共埠頭以外にも、市川地区、船橋地区、袖ヶ浦地区、木更津地区、あるいは富津地区といったところで隣接する企業の民有地についても港湾に関連した事業活動が行われているということで、地元企業の理解を得て必要な範囲を公共埠頭の区域とあわせて決定してきているという状況です。

地区数で言いますと、全体が 18 地区ありますが、9 地区ほど進んできていますので、地区数としては 5 割ぐらいの進捗となっております。残りの地区については、民間の企業の理解を得ながら、引き続き決定を進めていくという形になろうかと思っております。

それから、企業用地以外では、隣接する港湾緑地のようなもの、港湾管理者が管理する緑地、こういったところについて指定をしてきております。

委員 港湾緑地など、残っていないところはないということですね。

事務局 港湾緑地もだいたい決定を進めてきております。まだ、若干、何か所か残っているという状況です。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい、わかりました。

会 長 それでは、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

第2号議案

会 長 次に、

第2号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業
廃棄物処理施設）の敷地の位置（野田市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案、第3号議案については、建築基準法第51条ただし書の規定による産業
廃棄物処理施設の敷地の位置に関してご審議いただくものです。

ここで、議案説明の前に、建築基準法第51条について説明いたします。

法律では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、
ごみ焼却場のほか、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計
画においてその位置が決定しているものでなければ、原則として建築してはならない。た
だし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がない
と認めて許可した場合に、例外的に建築できる」と規定されております。

一般的に地方公共団体等が設置するごみ焼却場等は都市計画決定されますが、民間事業
者が設置する廃棄物処理施設等については、都市計画決定されるものではないため、建築
基準法第51条ただし書の規定により許可することで建築ができるようになります。

今回の議案は、民間事業者が産業廃棄物処理施設を設置するものであり、許可に際して
都市計画審議会の議を経る必要があるため、付議しております。

続いて、今回の議案について説明させていただきます。

第2号議案について説明いたします。

案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件で
す。

議案書の1ページをご覧ください。あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、有限会社コスモス環境サービス、代表取締役 關健一です。敷地の位
置は、野田市関宿元町に位置しており、敷地面積は 1,481.19 m²で、市街化調整区域とな
っております。

続いて2ページの計画概要書をご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

申請者は、現在、本敷地でビン、缶、紙くず、鉄くずなどの分別を行っておりますが、
今回、新規で破碎施設を設置することになりました。

建築基準法第 51 条ただし書の許可対象施設は破碎施設で、処理する品目は廃プラスチック類、処理能力は 1 日当たり 7.6 トンとなります。

1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えることから、許可が必要となるものです。

次に、3 ページの位置図をご覧ください。

敷地は、旧関宿町に位置し、関宿はやま工業団地に隣接しています。

4 ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、県道、幅員 20m、16m、7.5m の市道となります。

1 日当たりの搬出入車両は最大 20 台となっており、今回の計画による搬出入車両の増加はなく、発生交通量による主な搬出入経路に対する影響について支障はないと考えております。

5 ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準及び許可指針に基づき審査し、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6 ページの配置図をご覧ください。

黒色の枠で囲ってある部分が、今回の産業廃棄物処理施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物は、トラックスケールにて計量後、保管場所へ運び込まれ、その後、選別機で分別され、破碎機にて破碎されます。

処理後は、保管場所に保管され、リサイクルできるものは問屋に売却し、リサイクルできないものは、他の処理施設で処分する計画となっております。

7 ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、環境部局において支障ない旨が確認されております。

最後に、敷地の周辺状況ですが、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲 100m のラインと 200m のラインを示しており、紫色が工業施設、オレンジ色が運輸施設、黄色が住宅となっております。

敷地境界線から 200m 以内の居住者に対しては、計画について説明を行い、支障がない旨を確認しております。

また、野田市の関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第 2 号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

委 員 住宅が幾つかあるということで説明会も行われたようですが、子供たちが通う通学路がこの近辺にあるということをお聞きしたので、この図のどのあたりが通学路なのか教えてください。同時に、お子さんたちが実際に通っているのかどうか、そのあたりもお聞かせください。

事務局 今回の敷地の前面道路が、関宿小学校と関宿中学校の通学路となっております。歩道

が整備されておりまして、幅 2 m です。車両の出入りの際はブザーと赤色灯で周囲に知らせる等、安全対策を図っております。

現在、通学の生徒はいるかということですが、黄色く塗ってあるところに住宅が並んでおりますが、ここに今は通学されている生徒はいないとお聞きしております。

委員 通学の生徒がいないということで、今は子供たちがいないわけですから、通学路であっても通学としては使わないということになります。いつそういった生徒さんたちがそこに来るかわからないということで、4 トントラックが 1 日に 20 台ということですので、それに対する安全対策はどうなっているのかということと、ぜひそういった面もしっかりやっていただければと思います。

事務局 先ほど申しましたように、前面道路の歩道が整備されておりまして、幅は 2 m ですが、車両の出入りの際はブザーと赤色灯でお知らせする。それと、事業者のほうから、今後、近隣住民から搬出入の時間等についての要望があれば、それは対応は可能であるということをお聞きしております。

会長 ほかにいかがでしょうか。
(「なし」の声あり)

会長 それでは採決します。
第 2 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙 手 全 員)

会長 全員賛成です。
よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 2 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 3 号議案

会長 次に、
第 3 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 3 号議案について説明いたします。
案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書の 1 ページをご覧ください。あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、株式会社フジコー、代表取締役 小林直人です。敷地の位置は、白井市折立に位置しており、敷地面積は 1 万 699.28 m² で、市街化調整区域となっております。続いて 2 ページの計画概要をご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

この施設は平成 13 年及び平成 18 年に建築基準法第 51 条ただし書による許可を取得しており、許可対象施設は破碎施設と焼却施設で、それぞれの処理能力は記載のとおりです。今回の計画で処理能力に変更はありませんが、敷地を拡大して新たに分別・保管施設を

増築する計画で、車両出入口が1ヵ所増設されるため、再度許可を必要とするものです。

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地は、北総鉄道白井駅から北東に約2.5kmで、国道16号と白井工業団地のほぼ中間に位置しています。

4ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、幅員6mの市道となります。

1日当たりの搬出入車両は約200台となっており、今回の計画による搬出入車両の増加はなく、発生交通量による主な搬出入経路に対する影響について支障はないと考えております。

5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準及び許可指針に基づき、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について審査をすることとなりますが、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6ページの配置図をご覧ください。

黒色の枠で囲ってある部分が、既存建築物です。水色の枠で囲ってある部分は、今回増築する分別・保管施設となります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物は、トラックスケールにて計量後、それぞれの施設に運び込まれます。今回増築する分別・保管施設には混合廃棄物が持ち込まれ、分別・保管され、それぞれの施設で処理されます。

7ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、近隣の6地区、白井市及び株式会社フジコーの間で環境保全協定を締結しており、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質について規制値を定め、年に数回測定し、確認しております。

最後に、敷地の周辺状況ですが、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲100mのラインと200mのラインを示しており、紫色が工業施設となっております。

計画地の北側にある工業施設は、株式会社フジコーの一般廃棄物処理施設となります。

敷地境界線から200m以内に住宅はありません。

なお、今回の計画については、環境保全協定により設置している周辺環境委員会で説明を行い、支障がない旨を確認しております。

また、白井市の関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第3号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして本日予定された議案の審議はすべて終了しました。

事務局から、ほかに何かございませんか。

事務局 ございません。

会 長 審議に積極的にご協力いただきましてありがとうございます。

この後の進行を司会にお返しいたします。

9. 閉 会

司 会 それでは、これで第182回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

— 以上 —